

第 58 回政策研究大学院大学経営協議会議事要旨

- 日 時 : 平成 28 年 3 月 16 日 (水) 15:30~16:45
- 場 所 : 政策研究大学院大学 会議室 3C
- 出席者 :
 - 〔学外委員〕
石田委員、老川委員、奥委員、小野委員、加藤委員、工藤委員、嶋津委員、林委員、早房委員
 - 〔学内委員〕
白石学長、大山理事、上山副学長、園部副学長、増山副学長、横道副学長、今野学長特別補佐、中野大学運営局長
- 欠席者 :
 - 〔学外委員〕
中邨委員

I. 審議事項

1. 同窓会ネットワーク強化に向けた組織改編について

資料に基づき、中野大学運営局長から、現在のアドミッションズ・同窓会室及びスチューデントオフィスを改組し、今後は、スチューデントオフィスにおいて同窓会支援業務を行うことで、在学中から修了後までの一貫したサポートを実施し、同窓会ネットワーク強化に取り組むこと、アドミッションズオフィスは多様化する入試業務に注力すること、同窓会ネットワークを活用した学生募集の推進並びにプロモーション活動は、関係各署が協働して実施すること、及びこれに伴う所要の規則改正を行う旨説明があり、これを了承した。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)

- ：修了生のネットワークを維持し、人脈として繋いでおくということは非常に重要なことである。
- △：日本の企業にとっても本学の修了生ネットワークは非常に魅力的なものではないかと思っている。実際に民間企業からの問い合わせもあるので、今後どのように本学の修了生ネットワークを使って、民間企業と連携していくか検討していきたい。
- ：同窓会ネットワーク強化と並行して、基金の創設を検討すべきではないか。
- △：運営費交付金がどんどん減らされていく状況の中で、その点については取り組んでいかなければいけないと考えている。そのために新しく民間連携担当の副学長が4月から就任する予定である。

2. 平成 28 年度政策研究大学院大学運営体制について

資料に基づき、白石学長から、平成 28 年度政策研究大学院大学運営体制（案）、執行部の役割分担（案）、及び各種委員会等委員（案）について説明があり、これを了承した。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。(○：学外委員、△：本学)

- ：総合科学技術イノベーション会議の常勤議員になられる上山先生は、来年度以降どのような形で本学に関わるのか。
- △：客員教授として任用し、教務及び科学技術イノベーション政策研究センター（SciREXセンター）の運営に関与していただく予定である。

3. 平成 28 年度計画（案）及び大学運営方針重点事項（案）について

資料に基づき、中野大学運営局長から、平成 28 年度計画（案）及び大学運営方針重点事項（案）の説明があり、これを了承した。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。（○：学外委員、△：本学）

○：運営方針重点事項（案）にある「プライベートセクターとの関係構築」について、具体的な中身はどのようなものを考えているのか。

△：既に行っていることとしては、夏学期（8～9月）に学生が自主的に行っているサマープログラムの一部として、民間企業と連携した研修や企業訪問を行っている。これを来年度は更に増やしていくということがひとつである。もうひとつは、来年度から始まる日本政策投資銀行(DBJ)との連携で行う「地域振興・金融コース」において、地方自治体の職員と地方銀行の職員を一緒に教育する。その中で、DBJ から寄附をもらって、アジアでの勤務経験のある銀行家に講義を行ってもらい、といったことがある。

○：民間資金と学業をうまく橋渡しするようなやり方を、長期的な目で考えていくべきである。

△：DBJ の場合と違い、サマープログラムについては大学に資金は一切入ってこないで、今後はどうやってこのような取組を資金獲得に繋げていくかを考えていく必要がある。何か良いアドバイスがあれば是非教えていただきたい。

4. 平成 28 年度学内予算（案）について

資料に基づき、中野大学運営局長から、平成 28 年度学内予算（案）について、収支構造、予算編成方針、運営費交付金事業に係る収支、平成 28 年度国際機関プログラムからの間接経費収入の活用（案）、及び平成 29 年度学内予算についての見通し（試算）について説明があり、これを了承した。

これについて白石学長から、極めて厳しい財政状況を踏まえて、来年度は基本的に新規の教員採用は行わない方針である旨、付言があった。

5. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（案）について

資料に基づき、中野大学運営局長から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を策定すること、その案の概要、及び今後のスケジュールについて説明があり、これを了承した。

6. その他

特になし。

II. 報告事項

1. 中長期的な施設整備に関する検討委員会について（報告）

資料に基づき、横道副学長から、中長期的な施設整備に関する検討委員会報告の概要について報告があった。

◆学外委員からの主な意見は以下のとおり。（○：学外委員、△：本学）

○：国立大学が実施できる収益事業について、先般国会に提出された国立大学法人法の改正案では、どのようになっているのか。

△：「その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を第三者に貸し付けることができ

るものとする。」とされている。認可制だが、どういう場合かといった点は今後省令などで示されると思われる。他方、関心である賃料をどこまで取れるかという点については法律では触れられていない。以前の通知（平成20年9月24日事務連絡）によれば、実費程度の賃料しか取れないことになっており、この点についてはこちらから文部科学省に問題提起している。担当者には伝わっているが、具体化はしていない状況である。

- ：私立大学程度まで範囲を緩められないか検討していると聞いている。そうなれば、本学の新校舎を建てた際も、一部を民間活用することが可能になるので良いと思う。折角ここまで検討されているので、是非とも実現したい。
- △：関係省庁とも協議し、新しい法律も見ながら考えていきたい。
- ：建設したとしても、その後の維持にかかるコストをどうやって確保するかが問題である。また、この大学のような国際的なところでは、IT、通信など内部の設備の部分で建設費がかさむ可能性はある。しかしそうした設備が充実していないと、本当に国際的であるとは言えない。
- △：外国政府の要職にある人達と話していると、物理的に学生を派遣するというよりは、インターネットを使った教育の方にニーズがあるようである。今も遠隔講義システムを使った研修を提供しているが、単価が安い。今後は、どのようにお金をもらっていくかということが課題である。

2. その他

特になし。

以上。